

御嶽山火山防災協議会規約 新旧対照表

旧（現行）	新（改正案）
<p>第1条～第4条 略</p> <p>第5条 (中略)</p> <p>4 各幹事会には幹事長及び副幹事長を置く。幹事長は、長野県幹事会が長野県木曾地域振興局総務管理課長、岐阜県幹事会が岐阜県飛騨県事務所振興防災課長とする。副幹事長は、長野県幹事会が木曾町総務課長、王滝村総務課長及び上松町危機管理課長、岐阜県幹事会が高山市危機管理課長及び下呂市危機管理課長とする。 (以下略)</p> <p>第6条～第7条 略</p> <p>第8条 協議会及び幹事会の事務処理のため、事務局を設ける。事務局は、長野県木曾地域振興局総務管理課、木曾町総務課、王滝村総務課、上松町危機管理課、岐阜県飛騨県事務所振興防災課、高山市危機管理課及び下呂市危機管理課が合同で行う。</p> <p>第9条 略</p> <p>附 則 この規約は、平成26年12月24日から施行する。 なお、「御嶽山火山対策会議」(平成3年5月7日設置)及び「御嶽山火山性地震等防災対策連絡会議」(平成19年1月31日設置)は、同日をもって廃止する。 (中略)</p> <p>附 則 この規約は、平成30年2月14日から施行する。</p>	<p>第1条～第4条 略</p> <p>第5条 (中略)</p> <p>4 各幹事会には幹事長及び副幹事長を置く。幹事長は、長野県幹事会が長野県木曾地域振興局総務管理課長、岐阜県幹事会が岐阜県飛騨県事務所振興防災課長とする。副幹事長は、長野県幹事会が木曾町総務課長<u>危機管理室長</u>、王滝村総務課長及び上松町危機管理課長、岐阜県幹事会が高山市危機管理課長及び下呂市危機管理課長とする。 (以下略)</p> <p>第6条～第7条 略</p> <p>第8条 協議会及び幹事会の事務処理のため、事務局を設ける。事務局は、長野県木曾地域振興局総務管理課、木曾町総務課<u>危機管理室</u>、王滝村総務課、上松町危機管理課、岐阜県飛騨県事務所振興防災課、高山市危機管理課及び下呂市危機管理課が合同で行う。</p> <p>第9条 略</p> <p>附 則 この規約は、平成26年12月24日から施行する。 なお、「御嶽山火山対策会議」(平成3年5月7日設置)及び「御嶽山火山性地震等防災対策連絡会議」(平成19年1月31日設置)は、同日をもって廃止する。 (中略)</p> <p>附 則 この規約は、平成30年2月14日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この規約は、平成31年2月13日から施行する。</u></p>

旧（現行）

新（改正案）

別表 1

区分 (法第 4 条第 2 項中該当する項)	所属	職名（氏名）
第 8 号	木曾町観光協会	会長
	王滝総合観光事務所	理事長
	株式会社御嶽リゾート	社長

別表 1

区分 (法第 4 条第 2 項中該当する項)	所属	職名（氏名）
第 8 号	一般社団法人木曾おんたけ観光局	代表理事
	株式会社王滝ツーリズム	代表取締役

別表 2

[長野県幹事会]

所属	役職	備考
木曾町総務課	課長	副幹事長

別表 2

[長野県幹事会]

所属	役職	備考
木曾町総務課危機管理室	室長	副幹事長